

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第28号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約保証金の減免) 第25条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 随意契約により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>	<p>(契約保証金の減免) 第25条 契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 随意契約により契約を締結する場合において、<u>契約金額が少額であり、かつ</u>、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第25条の規定は、この規則の施行の日以後に、香川県建設工事執行規則第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項（同条第3項の規定により見積書の提出が困難又は不相当と認められる場合にあつては、予定価格）の提示（以下単に「提示」という。）を行う工事について適用し、同日前に提示を行った工事については、なお従前の例による。